

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の研究上の目的は、学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

現代社会専攻

メディア社会専攻

スポーツ社会専攻

人間福祉専攻

子ども社会専攻

文学部

人文学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

電気電子工学科

電子情報工学科

機械工学科

ロボティクス学科

環境都市工学科

建築都市デザイン学科

国際関係学部

国際関係学科

アメリカン大学・立命館大学国際連携学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科

生命医科学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

総合心理学部

総合心理学科

食マネジメント学部

食マネジメント学科

グローバル教養学部

グローバル教養学科

- 2 前項に規定する国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科は、大学設置基準第50条に定める国際連携学科とする。

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部	法学科		720		2,880
経済学部	経済学科		760		3,040
経営学部	経営学科		650		2,600
	国際経営学科		145		580
	計		795		3,180
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	760		3,040
		子ども社会専攻	50		200
		計	810		3,240
文学部	人文学科		1,035		4,140
理工学部	電気電子工学科		154	12	640
	機械工学科		173	10	712

	環境都市工学科	166	4	672
	ロボティクス学科	90	6	372
	数理科学科	97		388
	物理科学科	86	2	348
	電子情報工学科	102	8	424
	建築都市デザイン学科	91	4	372
	計	959	46	3,928
国際関係学部	国際関係学科	335	0	1,340
	アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科	25		100
	計	360		1,440
政策科学部	政策科学科	410		1,640
情報理工学部	情報理工学科	475	40	1,980
映像学部	映像学科	240		960
薬学部	薬学科	100		600
	創薬科学科	60		240
	計	160		840
生命科学部	応用化学科	111		444
	生物工学科	86		344
	生命情報学科	64		256
	生命医科学科	64		256
	計	325		1,300
スポーツ健康 科学部	スポーツ健康科学科	235		940
総合心理学部	総合心理学科	280		1,120
食マネジメン ト学部	食マネジメント学科	320		1,280
グローバル教 養学部	グローバル教養学科	100		400
合計		7,984	86	32,308

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるほか、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究機構、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。

2 各学部、に、学部長、副学部長および学生主事を置く。

3 各研究科に、研究科長を置く。

4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手およびその他の職員を置く。

2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。

2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。

2 副学長は、学長が任命する。

3 副学長の任期は、3年とする。

(学長補佐)

第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。

2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。

3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師

3 教授会は、必要に応じて、前項に掲げる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止または変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定または改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

9 この学則に定めるもののほか、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に、大学協議会（以下本条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) 独立研究科の各研究科長
- 3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。
- 4 協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 教学、教務に関する事項
 - (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
 - (6) その他、教学上の重要な事項
- 5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。
- 6 この学則に定めるもののほか、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。

(教学委員会)

第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。

- 2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。

(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

- 2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。
- 3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年をふたつの学期に分け、春学期および秋学期とする。
- (1) 春学期 4月1日から9月25日まで
 - (2) 秋学期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 夏期休暇
 - (5) 冬期休暇
 - (6) 春期休暇
- 2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。
- 3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文

部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (2) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合
 - (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

- 3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。
(入学者の選考)

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

- 2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。
(入学手続および入学許可)

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第24条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学の資格)

第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者

(転入学の資格)

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 2年次
大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し、30単位以上修得した者
- (2) 3年次
大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、60単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

- 2 本大学の卒業生が卒業学部その他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(再入学の資格)

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項により退学とな

った者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第33条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で次の基準により1単位と計算するものとする。

(1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(授業期間)

第35条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、学期ごとに14週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。

3 前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、授業科目ごとに実施する試験その他の教授会が定める適切な

方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

- 2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学（専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。）に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学（いずれも外国の大学または外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項にかかわらず、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。

- 3 第1項にかかわらず、薬学部の2年次入学者にあつては50単位、3年次入学者にあつては90単位を上限とすることができる。

- 4 第1項にかかわらず、生命科学部の2年次入学者にあつては42単位、3年次入学者にあつては78単位を上限とすることができる。

- 5 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職課程科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前4項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。

3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年に含めない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学または専門職大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

第49条 本大学の学生で、第4条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。

2 前項に定める転籍のほか、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生で、国際関係学部教授会が定める事由により国際関係学科に転籍を志願する者については、国際関係学部教授会の議を経て学期ごとの転籍を学長が許可することがある。ただし、入学後1学期間の在学を経た者に限る。

3 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。

4 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍

を志願する者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第52条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第18条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第46条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの
- (6) 死亡した者

(手続)

第53条の2 この節に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続は、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与す

る。

- 2 薬学部薬学科を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。）との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を第15条第2項に定める秋学期の授業料とし、秋学期授業料を同春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第37条第2項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学期の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2に定める授業料の2分の1とする。

4 前2項にかかわらず、第19条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の授業料は、別に定める1単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第62条の5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第62条の6 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

(特別在学料)

第62条の7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間

中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

第63条 削除

(科目等履修料等)

第64条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

(1) 本大学の大学院学生が履修する場合（第31条の2に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。）

(2) Study in Kansai Programを履修する場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第1号または同第3号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第64条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第64条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第64条の4 特別聴講学生は、納付金等別表 5—3 に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

第65条 削除

(納付金等の減免)

第65条の2 第22条、第62条の3、第62条の4、第62条の6および第62条の7にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

- 2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第66条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第67条 削除

(納付金等の返還)

第68条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第10節 国際連携学科

(国際連携学科について定める事項)

第69条の2 第45条に定めるもののほか、第4条第1項のアメリカン大学・立命館大学国際連携学科に係る次の各号に掲げる事項については、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第35条の2、第46条、第53条、第57条、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の6、第65条の2、第66条および第68条にかかわらず、別に定める。

- (1) 学年および学期
- (2) 休業日
- (3) 入学の時期
- (4) 入学の出願
- (5) 入学者の選考
- (6) 成績
- (7) 休学
- (8) 除籍
- (9) 懲戒
- (10) 入学検定料
- (11) 入学金
- (12) 授業料
- (13) 在籍料
- (14) 納付金等の減免
- (15) 納付金等の納付
- (16) 納付金等の返還
- (17) その他国際連携学科に関する事項

第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第5章 改廃および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

本学則は、昭和23年4月1日からこれを実施する。

附 則（理工学部増設に伴う改正昭和24年2月21日認可）

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和25年3月1日認可および大学院設置昭和25年3月14日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（例規登録）

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（大学院研究科専攻増設に伴う改正昭和27年3月31日認可）

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（経済学部学科増設昭和28年1月31日認可および大学院専攻増設昭和28年3月31日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（大学院学則を分離したことに伴う改正）

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（字句その他整備および一部改正）

本学則は、昭和31年11月30日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和32年3月22日認可および経済学部規定、文学部規定および聴講生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則（法学部規定、外国人学生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（法学部・経済学部定員変更ならびに総則および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（総則、経済学部規定および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（教授会および大学協議会規定の整備に伴う改正）

この学則は、昭和35年9月1日からこれを適用する。

附 則（文学部規定および理工学部規定中一部改正）

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（経営学部増設に伴う改正昭和37年1月20日認可）

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（二部改組ならびに文学部および教員養成課程学則一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（経営学部二部増設および各学部科目増設変更に伴う改正）

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（産業社会学部増設に伴う改正および各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（各学部規定のうち二部の随意外国語科目増設および二部文学部履修規定変更に伴う改正）

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年8月22日転部制度廃止に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者の転部は改正前の学則による。

附 則（法学部および経営学部専門科目ならびに文学部学芸員科目を置くことの改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（文学部専門科目及び二部法・経済・経営・文各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月24日教授会民主化の制度化に伴う改正）

この学則は、昭和44年10月1日から適用する。ただし、第11条第2項については昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月6日二部法・経済・文学部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月10日経済・経営・文・理工学部規定中科目等の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年6月26日成績表示方法の改訂に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者は改正前の学則による。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部ならびに理工学部の履修科目の整理と単位数の変更および外国語の単位数増に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条および第47条は昭和44年度入学生から、また、第57条は昭和45年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則（二部理工学部の専門科目中の一部改正）

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（経済学部、二部文学部専門科目等の一部改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第60条(4)ロ、化学科の履修科目は、昭和48年度入学生から適用する。

附 則（学部の学科の名称及び収容定員の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部一部の教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の専門科目中共通専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（文学部二部の専門科目中固有専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の外国語科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部専門科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の教科及び教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日法学部一部の一般教育科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日産業社会学部の専門科目の特殊講義の科目表示及び単位数の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度入学者から適用する。

附 則（昭和52年1月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度1回生から適用する。

附 則（昭和52年3月25日法、経済、経営、文学部二部の一般教育、外国語、専門科目及び文学部二部の教職科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月12日経営学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部一部の「外国語」随意科目の名称統一に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部一部、数学物理学科、化学科、専門科目中の単位数一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和52年12月23日より適用する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部、機械工学科のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の一般教育科目、外国語、共通専門科目、固有専門科目の一部変更に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年3月10日理工学部二部のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年10月13日理工学部二部の随意外国語の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和53年11月10日産業社会学部のカリキュラム改訂に伴う改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年度1回生から適用する。

附 則（昭和53年12月8日理工学部一部の随意外国語の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年1月26日理工学部一部化学科専門科目の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日文学部一部の専門科目履修に関する一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日理工学部二部の外国語および教職科目の一部改正）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度入学者から適用する。

附 則（昭和54年11月30日法学部一部の一般教育科目の特殊講義の単位数の改正および経済学部、経営学部、文学部、理工学部の一部の一般教育科目に特殊講義設置に伴う改正）
この学則は、昭和55年4月1日より施行する。ただし、昭和54年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年11月30日第49条産業社会学部一般教育科目中、特殊講義の適用回生については、昭和53年度以前の入学者にも適用することに改める改正）
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月8日経済学部一部の一般教育および専門科目の一部改正及び理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月14日法・経済・理工学部二部の専門科目並びに理工学部一部数学物理学科・化学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、経済学部規定の改正については昭和55年度在学生より適用する。

附 則（昭和55年4月11日法学部一部の専門科目、教職専門科目並びに文学部一部地理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年5月16日休業日に関する改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年10月17日教職に関する専門科目、教育心理学、青年心理学の独立開設と条文の表現の統一及び科目名の統一と配列の一部改正）

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、昭和55年以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和56年3月13日経営学部一部の専門科目履修単位数、理工学部一部数学物理学科並びに電気工学科専門科目増設、理工学部二部の専門科目単位数変更に伴う一部改正）

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、第60条(3)数学物理学科規程については昭和56年度在学生にも適用する。

附 則（1981年3月27日法、文学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則（1982年2月26日副学長の設置、経済学部一部の他学部受講科目の認定、理工学部一部機械工学科および土木工学科のカリキュラム変更、産業社会学部一部・理工学部一部および二部5学部の随意外国語科目の変更に伴う改正）

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、第32条(2)、第39条(2)、第46条(2)、第49条(2)、第56条(2)、第60条(2)および第63条(2)の随意外国語規定については1982年度在学生にも適用する。

附 則（1982年3月26日各学部の学士号を得るための一般教育科目の要件の一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、1981年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1982年6月11日日本大学において取得できる教育職員免許状の種類および教科の明記等に伴う一部改正）

この学則は、1982年4月1日から適用する。

附 則（1983年2月25日理工学部化学科、工業化学課程選択科目の変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1983年10月14日法学部一部の第二外国語科目増設に伴う一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1983年12月9日文学部一部の専門科目名変更および履修規程の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1984年1月27日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の教学改革に伴うカリキュラム改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の外国語科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行し、1983年度以前の入学者に適用する。

附 則（1984年4月27日法学部一部の外国語・クラス選択制の実施に伴う改正）

この学則は、1984年4月1日より適用し、1984年度入学の者より適用する。

附 則（1984年4月27日経済学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、1984年度入学者より適用する。ただし、「演習Ⅰ（4単位）」、「演習Ⅱ・卒業論文（8単位）」は、1982年度入学者より適用する。

附 則（1984年4月27日法・経済・経営・産業社会・文学部一部の随意外国語の単位の表現の変更および経済学部一部の随意外国語にスペイン語を、理工学部一部の随意外国語に露語を新設することに伴う改正）

この学則は、1984年4月1日から適用する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用す

る。

附 則（1984年6月8日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1984年10月22日入学資格に関する一部改正）

この学則は、1985年度入学試験より適用する。

附 則（1985年1月25日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1985年1月25日教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行し、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月22日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、理工学部一部の一般教育科目および保健体育科目の改正、経済学部一部の専門科目の一部改正、産業社会学部の他学部受講の規定化ならびに字句の整合）

この学則は、1985年4月1日から施行する。ただし、経済学部一部の「統計学」、産業社会学部の「比較社会論」、保健体育科目の改正を除いて1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度入学者より適用する。

附 則（1986年2月28日経営学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度4月1日から施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日理工学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行する。

附 則（1986年2月28日法・経済・経営学部二部の学科目変更）

この学則は、1986年4月1日から施行する。ただし、1985年度以前の入学者については、改正前の科目名に読替えるものとする。

附 則（1986年2月28日外国人留学生の外国語科目履修に関する改正）

この規程は、1986年4月1日から適用する。ただし、1985年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1986年3月28日学年暦、除籍制度変更に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則（1986年3月28日法・経済・経営・産業社会・文・理工学部一般教育科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年4月11日専任講師制度設置に伴う改正）

この学則は、1986年4月11日から施行する。

附 則（1986年5月30日理工学部一部数学物理学学科数学課程カリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日現行学則が一般教育等を全学一括で実施していることと整合していないので、関係条文を整備するための改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年6月13日「外国人留学生の既修得単位の取り扱いに関する規程」を新設することに伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年12月23日文部省認可理工学部一部情報工学科設置に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1986年12月23日文部省認可期間を付した学生定員増申請に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定にかかわらず、1987年度から1995年度までの間の毎年入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種別	毎年入学収容定員
------------	----------

		第1部	第2部
法学部法学科		650	200
経済学部経済学科		650	200
経営学部経営学科		650	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	80	
	機械工学科	80	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	530	100
合計		3880	850

附 則（1986年12月23日 文部省認可理工学部第一部情報工学科設置申請補正に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第4条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第29条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日 理事会議案63号による第36条および第37条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第36条については1986年度以前の

入学生にも適用する。第37条第4項のロについては1985年度および1986年度入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第43条、第44条および第45条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「最適化理論」「多国籍企業論」「国際比較経営論」「国際マーケティング論」「貿易商社論」は経営学系列、「会計情報システム論」は会計学系列、「国際産業論」は産業・商学系列、「国際取引法」は法学系列の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第44条第4項のニもまた同じ。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第49条および第50条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「外国文化（講読）」「比較思想」「現代思想」は哲学専攻、「外国文化（講読）」は心理学専攻、「外国文化（講読）」「現代文学論」「日本文化論」は日本文学専攻、「外国文化（講読）」は中国文学専攻、「外国文化（講読）」は英米文学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は日本史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は東洋史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は西洋史学専攻、「外国文化（講読）」「比較地誌学」は地理学専攻の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第54条第4項もまた同じ。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第19条の3の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、理工学部（第1部）電気工学科、機械工学科以外の学部、学科の1988年度から1995年度までの間の入学収容定員及び理工学部（第1部）電気工学科、機械工学科の1988年度から1996年度までの間の入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	毎年入学収容定員	
	第一部	第二部
法学部法学科	600	200
経済学部経済学科	600	200
経営学部経営学科	630	200

産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	570	100
国際関係学部国際関係学科		160	
合計		3,960	850

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第19条の2、第29条、第30条、第36条、第37条、第60条及び第61条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第43条、第44条及び第45条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、「国際貿易論」は1987年度入学生は国際産業流通コース科目として、「途上国経済論」は経済学系列科目として1987年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第50条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、第53条については1987年度の入学者にも、また第55条については1987年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1988年1月22日理事会議案第47号による第19条の2、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条、第47条、第56条、第57条、第63条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、1987年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1988年2月12日理事会議案第52号。1987年12月23日文部省認可国際関係学部国際関係学科設置に伴う変更）

この学則は1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず1988年度から期間を付した入学収容定員を定めたものを、1988年度から国際関係学部の入学収容定員を加えたものとして、次のとおりとする。

学部または学科の種類		毎年入学収容定員	
		第一部	第二部
法学部法学科		600	200
経済学部経済学科		600	200
経営学部経営学科		630	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	570	100
国際関係学部国際関係学科		160	

合計	3,960	850
----	-------	-----

附 則（1988年3月30日理事会議案第77号による第33条、第40条、第47条、第56条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1988年7月22日理事会議案第28号及び1988年12月22日文部省認可による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規程にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1989年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		600	200	1987年度～1995年度 50
経済学部経済学科		600	200	1987年度～1995年度 50
経営学部経営学科		630	200	1987年度～1995年度 50
産業社会学部産業社会学科		650		1987年度～1988年度 100
				1989年度～1995年度 50
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	290		1987年度～1995年度 50
	史学科	200		1987年度～1995年度 40
	地理学科	90		—
	人文学科		150	
	計	700	150	
理工学部	数学物理学科	90		1987年度～1995年度 10
	化学科	100		1987年度～1995年度 20
	電気工学科	100		1988年度～1996年度 20
	機械工学科	100		1988年度～1996年度 20
	土木工学科	100		1987年度～1995年度 20
	情報工学科	100		1989年度～1997年度 20
	基礎工学科		100	
	計	590	100	

国際関係学部国際 関係学科	200		1989年度～1997年度 40
合計	3,970	850	

附 則（1988年12月26日副総長制の確立に関わる寄附行為変更認可に伴う学則の一部変更）

この学則は、1988年12月26日から施行する。

附 則（1989年1月27日理工学部第一部数学物理学学科物理学課程カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1989年3月29日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1989年4月1日より施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1989年3月29日第二部一般教育の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1989年7月28日理事会議案第22号及び1989年12月22日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は1990年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	1990年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業 社会学科	750		1987年度～1988年度 100、1990年度～1998年度 100、1989年度～1995年度 50

文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	290		1987年度～1995年度 50
	史学科	200		1987年度～1995年度 40
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	700	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際関係学科		210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計		4,410	850	

附 則（1989年7月28日「平成元年4月7日」付け文部省高等教育局長通知における学則内容検討依頼への対応、教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請及び中学校専修免許状課程認定申請のための免許種別・設置科目の変更、「期間を付した入学定員」受入申請、第一部理工学部数学物理学科及び第一部経営学部におけるカリキュラム改革、条文各項目における表現上の統一に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年10月27日教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請免許種別の変更、

産業社会学部での社会福祉士国家試験受験資格取得に関する科目の新設、理工学部第一部数学物理学科、土木工学科におけるカリキュラム改定に伴う変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則 (1989年12月22日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日より施行する。ただし、1989年度入学生より適用する。

付 則 (1990年1月26日法学部カリキュラム整備に伴う専門科目一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度入学者から適用する。

附 則 (1990年1月26日保健体育講義の修得単位を4単位に変更することに伴う一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学生から適用する。

附 則 (1990年3月9日経済学部第一部専門科目中第1類科目の一部変更)

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1988年度入学者から適用する。

附 則 (1990年7月27日理事会議案第27号及び1990年12月21日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1991年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業社会学科		830		1989年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 80、1990年度～1998年度 100
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～

部				1999年度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	770	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際関係学科		210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計		4,560	850	

附 則（1990年7月27日理事会議案第28号②及び1991年2月27日文部省認可による第19条の3、第31条、第34条、第38条、第41条、第45条、第48条、第51条および第55条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年1月11日理工学部第一部電気工学科および情報工学科専門科目の一部改正に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、電気工学科は1988年度入学者より

適用し、情報工学科は1991年度入学者より適用する。

附 則（1991年1月11日外国留学認定科目に対応するための科目整備）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日第二部の特修外国語科目の一部改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日理事会議案第42号③及び1991年2月27日文部省認可による第34条、第41条、第48条および第58条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年3月8日二部責任体制の改革に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年7月26日理工学部第一部電気工学科の学科名称および一部学科目名・単位数の変更に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

（理工学部第一部電気工学科の存続に関する経過措置）

理工学部第一部電気工学科は、改正後の学則の規定にかかわらず1992年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1991年7月26日理事会議案第22号及び1991年12月20日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1992年度から毎年 入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の 内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 70、1992年度～1999年度 50

産業社会学部産業社会 学科		830		1989年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1991年度～1999年度 80
文学 部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年 度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年 度 30
	地理学科	130		1992年度～1999年度 40
	人文学科		150	
	計	810	150	
理工 学部	数学物理学科	130		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	電気工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	140		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	基礎工学科		100	
	計	830	100	
国際関係学部国際関係 学科		230		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 20
合計		4950	850	

附 則（1991年 7 月 26 日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この学則は、1991年 7 月 1 日から適用する。

附 則（1992年 1 月 24 日大学設置基準の改正および副専攻科目設置に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が平成3年6月10日文部省令第30号をもって公布され、平成3年7月1日から施行されたことによる変更）

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1992年1月24日法学部第一部の専門科目の名称変更ならびに専門科目履修に関する一部改正）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年1月24日経営学部科目新設、他学部規定の改訂等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第44条(4)経済学科目規定については、1992年在学者についても適用する。

附 則（1992年1月24日国際関係学部の外国留学認定科目に対応するための科目整備等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。但し、「外国留学科目」「外国留学特修科目」「異文化間コミュニケーション(UBC)」「環太平洋研究(UBC)」「憲法」「比較政治論Ⅰ」「比較政治論Ⅱ」「国際平和学Ⅰ」「国際平和学Ⅱ」「経済政策」「民族問題Ⅰ」「民族問題Ⅱ」「比較地域論Ⅰ」「比較地域論Ⅱ」並びに他学部科目については1991年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1992年1月24日文学部の科目の改廃・名称変更・分野変更等による変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、副専攻実施に伴う規定は1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日二部法学部、経済学部、経営学部、文学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年3月27日博物館実習料等の根拠規程を明確化するための変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日教育上有益なとき、9月入学を認めるための変更）

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則（1992年6月26日科目等履修生制度を新設するための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年1月22日理工学部第一部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。但し、第19条の2第3号および第60条に規定する科目および単位については1992年度以前の入学生にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日教職課程カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1993年1月22日編入学制度の改革および科目等履修生の新設にともなう変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日理事会議案第15号、1993年5月28日理事会議案第17号・第20号、1993年6月25日理事会議案第32号および1993年9月24日理事会議案第46号並びに1993年12月21日文部省認可による入学定員等の変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1994年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	第一部		第二部	
法学部法学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	700	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70、1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会	820	40		1989年度～1995年度 50、1990年

学科					度～1998年度 100、1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120			1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	(*1) [140]			[1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30]
	情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～

				1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
基礎工学科			100	
計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学科	230	30		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,430	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。ただし、政策科学部の編入学定員は、1996年度からの定員である。

(*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。
 なお、情報工学科は、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

(*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1993年9月24日理工学部第一部情報学科、生物工学科及び環境システム工学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前入学者にも適用する。

附 則（1993年12月10日一般教育、外国語および教職課程ならびに法学部第一部・第二部、経済学部第一部・第二部、経営学部第一部・第二部、産業社会学部、文学部第一部・第二部および国際関係学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1994年3月25日聴講制度、科目等履修制度等に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年7月22日政策科学部政策科学科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。なお、1994年度入学者については、施行日以降の取得科目に限定して適用する。

附 則（1994年10月14日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1995年2月24日単位計算基準および科目の新設に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも追加して適用する。

附 則（1995年5月26日理事会議案第13号及び1995年12月22日文部大臣認可による昼夜開講制にともなう変更および経過措置）

1 この学則は、1998年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		810	35	160	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	140		40	1987年度～1995年度 30
	文学科	360	20	40	1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	260	15	40	1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30

	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理 工 学 部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	計	1,110			
	国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
	政策科学部政策科学科	300	50		
	合計	5,750	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に、夜間主コースの定員を第二部

の定員に読みかえる。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

- 3 以下に掲げる学部・学科の学生定員は、次の通りとし、在学する者がいなくなるまでの間存続する。

理工学部 第一部 情報工学科 入学定員80人 収容定員320人

法学部 第二部 法学科 入学定員200人 収容定員800人

経済学部 第二部 経済学科 入学定員200人 収容定員800人

経営学部 第二部 経営学科 入学定員200人 収容定員800人

文学部 第二部 人文学科 入学定員150人 収容定員600人

理工学部 第二部 基礎工学科 入学定員100人 収容定員400人

- 4 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次のとおりとする。

理工学部 第一部 情報工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

法学部 第二部 法学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経済学部 第二部 経済学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経営学部 第二部 経営学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、商業

文学部 第二部 人文学科

中学校教諭1種免許状 社会、国語、英語

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、国語、英語

理工学部 第二部 基礎工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

附 則(1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による

理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科の設置にともなう変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、

入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		第一部		第二部	
法学部法学科		730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1989年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120			1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20		1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15		1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10

				1992年度～1999年度 30
電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
情報工学科	(*1) [140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
基礎工学科			100	
計	1,310		100	
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,630	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。

(*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。

なお、情報工学科は、在学生がいなくなるのを待って廃止する。

(*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1995年6月23日カナダ研究(UBC)新設に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から適用する。ただし、1994年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則 (1995年7月14日 理事会議案第26号及び1995年12月22日 文部大臣認可による期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		第一部		第二部	
法学部法学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	120			1996年度～1999年度 30
	文学科	330	20		1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	230	15		1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	

	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報工学科	[140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	基礎工学科			100	
	計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学科		230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科		300	50		

合計	5,430	265	850
----	-------	-----	-----

編入学定員は、3年次を原則とする。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1995年7月28日理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1995年9月22日学校法人宇治学園との合併に伴う一部変更）

この学則は、1995年4月1日から適用する。

附 則（1995年12月8日文学部人文総合科学インスティテュート開設にともなう変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日法学部昼間主コースのカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。

附 則（1996年3月22日経済学部の専門科目増設に伴う一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日法学部、経済学部、経営学部、文学部の各夜間主コースにおける京都・大学センター単位互換制度導入に伴う一般教育科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者に当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日昼夜開講制実施による社会人入学者の履修に関する規程新設等に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年7月12日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1997年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コ	

				ース	
法学部法学科		810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10

				1992年度～1999年度 30
				1997年度～1999年度 20
土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
計	1,310			
国際関係学部国際関係学科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に読みかえる。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部および政策科学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1996年10月25日理工学部第二部基礎工学科廃止および理工学部第一部名称変更に伴う学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

（立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス

学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、1997年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1996年11月22日「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

但し、施行の前に、下表の旧学則に掲げる科目の単位を修得した者は、新学則に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

旧学則	新学則
社会教育概論 2	生涯学習概論 2
博物館学Ⅰ 2	博物館概論 2
博物館学Ⅱ 2	博物館学各論Ⅰ 2 博物館学各論Ⅱ 2
視聴覚教育 2	視聴覚教育メディア論 2

附 則（1997年2月28日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日国際関係学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1997年2月28日経済・経営学部のカリキュラム改革に関わる一般教育科目増設・副専攻に関する変更、ならびに一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻に関する変更については1996年度入学者から適用する。

附 則（1997年2月28日文学部および理工学部における他学科受講による教育職員免許状の種類と教科の取り扱いに関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にも適用し、

詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日入学前修得単位の認定限度に関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年4月25日産業社会学部社会調査士プログラム新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月25日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（1997年6月27日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1998年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40

	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1998年度～1999年度 20
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係学科		230	30		1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1997年9月26日産業社会学部の社会人入学者の履修に関する取り扱いの新設）

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年4月1日から適用する。ただし、1996年度社会人入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（1998年2月27日一般教育・基礎科目・基礎教育科目、特修外国語、副専攻科目のカリキュラム改革等に伴う一部変更および総合人間学プログラムの新設に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別に定める。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コース、経営学部昼間主コースおよび理工学部におけるインスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月27日基礎科目の分野表示の廃止、外国語教育改革および副専攻の履修単位の変更に伴う第50条の一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、選択外国語の自由選択での認定については1997年度以前の入学者にも適用する。副専攻の履修単位の変更に適用については、別途定める。

附 則（1998年2月27日国際行政コース設置および各コースのカリキュラム改革などにもなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者から適用する。ただし、選択外国語の自由選択としての認定については、1997年度以前の入学者にも適用し、専門外国語科目の変更については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻の単位認定の

変更は、1998年度入学者から適用する。

附 則（1998年2月27日政策科学部のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日文学部カリキュラム改訂等に伴う改正）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者以前の入学者にも適用する。

ただし、「4回生演習・卒業論文」に関しては、1995年度以降の入学者より適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については別途定める。

附 則（1998年2月27日理工学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1998年度入学者より適用し、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日総合人間学プログラムの新設にともなう一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者にも適用する。

附 則（1998年3月27日一般教育の分野区分の廃止、外国語教育の改編、全学・学部副専攻履修単位の変更、および選択外国語科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、一般教育の分野区分の廃止は1994年度以降の入学者にも適用し、選択外国語科目の設置に伴う一部変更は1997年度以前の入学者にも適用する。なお、副専攻履修単位の変更の適用は別途定める。

附 則（1998年5月22日産業社会学部および文学部地理学科における昼夜開講制実施に伴う学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50

経営学部経営学科		780	35	100	1990年度～1998年度 70、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40	100	1990年度～1998年度 100、 1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	40	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	160	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1998年度～1999年度 20

	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	570	

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

理工学部情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1998年7月24日大学コンソーシアム京都単位互換科目の単位数対応に伴う一部変更）

この学則は、1998年7月24日から施行し、1998年4月1日から適用する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1998年7月24日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入 学定員（入学定員の内数）と その期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
経済学部経済学科	810	35	50	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、

				1999年度 100
経営学部経営学科	780	35	100	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 70
産業社会学部産業社会学科	820	40		1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
文学部	哲学科	140	40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120
理工学部	数学物理学科	130		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10、 1999年度 10
	化学科	140		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	電気電子工学科	140		1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	機械工学科	140		1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	土木工学科	130		1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	情報学科	260		1992年度～1999年度 30、

					1998年度～1999年度 20、 1999年度 10
	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40、 1999年度 10
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1999年1月22日法学部・経済学部・経営学部・産業社会学部および文学部夜間主コースにおける、外国語科目の再整理、認定用科目の追加に伴う学則変更）
本学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、科目受講に関しては、1992年度入学生から適用する。

附 則（1999年1月22日政策科学部副専攻「教育学コース」導入に伴う変更）
この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日新昼夜開講制に伴う学部専門科目の別表化に伴い、「放送大学科目」の学則上の扱いの変更）
この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日法学部昼間主コースカリキュラム改革並びに夜間主コース抜本改革の実施に伴う変更）
この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経済学部新昼夜開講制導入による受講制度改正に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経営学部新昼夜開講制導入による受講制度改革に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日国際関係学部専門外国語等のカリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1999年3月26日基礎科目（理工学部）の単位数の一部変更および理工学部他学部受講制度導入に伴う変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。ただし第19条の2については1998年度入学生より、第61条については1992年度入学生より、第61条の2については1998年度入学生より適用する。

附 則（1999年4月23日産業社会学部ボランティアコーディネーター養成プログラム開設に伴う一部変更）

この学則は1999年4月23日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にも適用することとする。なお、その適用の範囲は別途定める。

附 則（1999年5月28日理工学部化学科および生物工学科の学科名称および一部科目名・単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置）

理工学部化学科および生物工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年6月25日副専攻カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は1999年6月25日から施行し、1999年4月1日から適用する。ただし、1997年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1999年7月9日理工学部数理科学科および物理科学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部数学物理学科の存続に関する経過措置）

理工学部数学物理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年7月9日期間を付した入学定員の廃止に伴う私立大学の恒常的入学定員の増加および期間を付した入学定員の設定に係る学則変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		2000年度から2003年度までの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその年度
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	2000年度	800	35	160	
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
経済学部経済学科	2000年度	790	35	50	2000年度 80
	2001年度	770			2001年度 60
	2002年度	750			2002年度 40
	2003年度	730			2003年度 20
経営学部経営学科	2000年度	763	35	100	2000年度 68
	2001年度	746			2001年度 51
	2002年度	729			2002年度 34
	2003年度	712			2003年度 17
産業社会学部産業社会学科	2000年度	789	40	100	2000年度 129
	2001年度	752			2001年度 92
	2002年度	716			2002年度 56
	2003年度	679			2003年度 19
文学部	哲学科	2000年度	0	40	2000年度 30
		2001年度			
		2002年度			

		2003年度				
	文学科	2000年度	350	20	40	2000年度 50
		2001年度	346			2001年度 46
		2002年度	327			2002年度 27
		2003年度	309			2003年度 9
	史学科	2000年度	260	15	40	2000年度 30
		2001年度	259			2001年度 29
		2002年度	247			2002年度 17
		2003年度	235			2003年度 5
	地理学科	2000年度	108	5	40	2000年度 18
		2001年度	107			2001年度 17
		2002年度	101			2002年度 11
		2003年度	95			2003年度 5
	計	2000年度	858	40	120	2000年度 128
		2001年度	822			2001年度 92
		2002年度	785			2002年度 55
		2003年度	749			2003年度 19
理工学部	応用化学科	2000年度	125			2000年度 30
		2001年度	120			2001年度 25
		2002年度	115			2002年度 20
		2003年度	105			2003年度 10
	電気電子工学科	2000年度	135			2000年度 25
		2001年度	125			2001年度 15
		2002年度	115			2002年度 5
		2003年度	115			2003年度 5
	機械工学科	2000年度	135			2000年度 25
		2001年度	125			2001年度 15
		2002年度	115			2002年度 5
		2003年度	110			
	土木工学科	2000年度	125			2000年度 30

	2001年度	120			2001年度 25
	2002年度	115			2002年度 20
	2003年度	105			2003年度 10
情報学科	2000年度	240			2000年度 30
	2001年度	235			2001年度 25
	2002年度	230			2002年度 20
	2003年度	220			2003年度 10
化学生物工学科	2000年度	80			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
環境システム工学科	2000年度	90			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
光工学科	2000年度	100			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
ロボティクス学科	2000年度	100			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
数理科学科	2000年度	65			
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
物理科学科	2000年度	80			
	2001年度				
	2002年度				

		2003年度				
	計	2000年度	1,275			2000年度 140
		2001年度	1,240			2001年度 105
		2002年度	1,205			2002年度 70
		2003年度	1,170			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科		2000年度	230	30		2000年度 35
		2001年度				2001年度 35
		2002年度				2002年度 35
		2003年度				2003年度 35
政策科学部政策科学科		2000年度	300	50		
		2001年度				
		2002年度				
		2003年度				
合計		2000年度	5,805	265	570	2000年度 580
		2001年度	5,660			2001年度 435
		2002年度	5,515			2002年度 290
		2003年度	5,370			2003年度 145

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

附 則（2000年3月24日教職課程再課程認定申請等に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第19条の2の(1)の科目表に「社会と正義」「民族と国家」を新設するための学則の一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日他大学における学修等の認定単位数の拡大、専修学校の専門課程での修得単位の認定および専修学校の専門課程卒業者に編入資格を認めることに伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学芸員課程カリキュラム変更のための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表の昼間主コース・夜間主コース科目の統一および整理のための科目名称変更・廃止および科目の新設に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表に文学部英語副専攻を新設するための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第53条別表の科目分野を整理するための変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日法学部昼間主コース、産業社会学部昼間主コース、国際関係学部、政策科学部および文学部昼間主コースにおける国際インスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年5月26日産業社会学部人間福祉学科、文学部心理学科の設置に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月14日産業社会学部産業社会学科のカリキュラム改正のための変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年7月14日文学部教育人間学専攻設置、哲学専攻カリキュラム変更、昼夜カリキュラム一本化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、2000年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2000年7月28日理工学部光工学科の学科名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2 （理工学部光工学科の存続に関する経過措置について）

理工学部光工学科は、変更後の学則の規定に係わらず、2001年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2000年7月28日理工学部情報工学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日理工学部電気電子工学科、機械工学科、情報学科、環境システム工学科、光工学科及びロボティクス学科のカリキュラム変更に伴う科目名・単

位数の一部変更および理工学部副専攻マイクロエレクトロニクス・コース設置に伴う変更)

この学則は、2000年9月29日から施行し、2000年度入学生から適用する。

附 則 (2000年12月22日経済学部、経営学部、理工学部インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前入学者についても、2001年度以降開講の同科目はこの規程に拠る。

附 則 (2001年3月23日立命館アジア太平洋大学等の設置、昼夜開講制の拡大、役職名等の変更、学則第19条の2および第19条の3の科目名等の新設・変更・削除ならびに別表化、カリキュラム改正に伴う学則の一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日産業社会学部人間福祉学科及び文学部心理学科新設に係る教職課程認定申請に伴う変更ならびに教科「情報」「福祉」の新設に係る教職課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年6月22日理工学部情報学科の定員増にともなう学則変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	2002年度から2003年度までの入学定員				昼間主コースの期
	入学定員		編入学定員	入学定員	間付入学定員（入
	昼間主コース			夜間主コース	学定員の内数）と
					その年度
法学部法学科	2002年度	800	35	160	
	2003年度				
経済学部経済学科	2002年度	750	35	50	2002年度 40
	2003年度	730			2003年度 20
経営学部経営学科	2002年度	729	35	100	2002年度 34
	2003年度	712			2003年度 17

産業社会学部	産業社会学科	2002年度	716	40	100	2002年度	56
		2003年度	679			2003年度	19
	人間福祉学科	2002年度	200	30			
		2003年度					
	計	2002年度	916	70	100	2002年度	56
		2003年度	879			2003年度	19
文学部	哲学科	2002年度	110		40		
		2003年度					
	文学科	2002年度	327	20	40	2002年度	27
		2003年度	309			2003年度	9
	史学科	2002年度	247	15	40	2002年度	17
		2003年度	235			2003年度	5
	地理学科	2002年度	101	5	40	2002年度	11
		2003年度	95			2003年度	5
	心理学科	2002年度	150	30			
		2003年度					
	計	2002年度	935	70	160	2002年度	55
		2003年度	899			2003年度	19
理工学部	応用化学科	2002年度	115			2002年度	20
		2003年度	105			2003年度	10
	電気電子工学科	2002年度	115			2002年度	5
		2003年度	115			2003年度	5
	機械工学科	2002年度	115			2002年度	5
		2003年度	110				
	土木工学科	2002年度	115			2002年度	20
		2003年度	105			2003年度	10
	情報学科	2002年度	460			2002年度	20
		2003年度	450			2003年度	10
	化学生物工学科	2002年度	80				
		2003年度					

	環境システム	2002年度	90			
	工学科	2003年度				
	電子光情報工	2002年度	100			
	学科	2003年度				
	ロボティクス	2002年度	100			
	学科	2003年度				
	数理科学科	2002年度	65			
		2003年度				
	物理科学科	2002年度	80			
		2003年度				
	計	2002年度	1,435			2002年度 70
		2003年度	1,400			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科		2002年度	230	30		2002年度 35
		2003年度				2003年度 35
政策科学部政策科学科		2002年度	300	50		
		2003年度				
合計		2002年度	6,095	325	570	2002年度 290
		2003年度	5,950			2003年度 145

附 則（2001年9月28日科目等履修生の受講要件の変更に伴う変更）

この学則は、2001年9月28日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則（2002年3月8日第29条別表の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日経済学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者についても新設科目「アドバンスト・プログラムⅦ」、「アドバンスト・プログラムⅧ」は遡及して適用する。

附 則（2002年3月8日経営学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日産業社会学部科目名称変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第49条の2別表については、1994年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月8日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別途定める。

附 則（2002年3月8日政策科学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日文学部専門科目の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、イタリア文化プログラム以外の変更は2001年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2002年3月8日理工学部外国語改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行し、2002年度入学生より適用する。ただし、外国語改革で追加された「実践英語」は、2000年度以降入学生にも当該設置科目に追加して適用する。

附 則（2002年3月29日セメスター期間の変更および社会福祉士国家試験受験資格取得要件の修正に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第51条第3項については、2001年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月26日夜間時間帯一般教育・基礎科目カリキュラムに伴う学則第19条の2別表の変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、学則第19条の2別表(1)一般教育科目（法学部、経済学部および経営学部）、基礎科目（産業社会学部、文学部および国際関係学部）の内、次の科目については在校生にも適用する。

企業と社会、経済学、現代の福祉、哲学Ⅰ、歴史学Ⅰ、心理学Ⅰ、科学技術史Ⅰ、ジェンダー論、情報リテラシー、社会学、歴史学

附 則（2002年3月26日教職科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則（別表）は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年4月12日文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更）

この学則は、2002年4月12日から施行し、2002年4月1日から適用する。ただし、2001

年度以前入学者についても、「コミュニティ・デザイン」「エコマテリアルⅠ」「生活福祉経済論」および「エコマテリアルⅡ」は遡及して適用する。

附 則(2002年6月14日理事会議案第21号および2002年10月28日文科科学大臣認可による電気電子工学科および電子光情報工学科の定員増に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		2003年度の入学定員			2003年度昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）
		入学定員	編入学定員	入学定員	
		昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科		800	35	160	
経済学部経済学科		730	35	50	20
経営学部経営学科		712	35	100	17
産業社会学部	産業社会学科	679	40	100	19
	人間福祉学科	200	300		
	計	879	70	100	19
文学部	哲学科	110		40	
	文学科	309	20	40	9
	史学科	235	15	40	5
	地理学科	95	5	40	5
	心理学科	150	30		
	計	899	70	160	19
理工学部	応用化学科	105			10
	電気電子工学科	165			5
	機械工学科	110			
	土木工学科	105			10
	情報学科	450			10
	化学生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			

	電子光情報工学科	150			
	ロボティクス学科	100			
	数理科学科	65			
	物理科学科	80			
	計	1,500			35
国際関係学部		230	30		35
国際関係学科					
政策科学部		300	50		
政策科学科					
合計		6,050	325	570	145

附 則（2002年12月13日文学部のカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、人文総合科学インスティテュート・学際プログラム教学改革に伴う変更は2002年度以前入学生にも適用し、テーマリサーチ型ゼミナール科目新設に伴う変更は2001年度以降入学生にも適用する。

附 則（2003年1月24日文学部に図書館司書課程および学校図書館司書教諭課程を設置することに伴う変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月20日、2001年1月6日省庁再編による職名変更による一部変更）

この学則は、2003年3月20日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則（2003年3月26日法学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴うならびにカリキュラム改革の前倒し措置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在學生とする。

3 カリキュラム改革の前倒し措置の適用は、2003年度入学生からとする。

附 則（2003年3月26日経済学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目は2000年度入学生より適用する。また、APU交流科目は、2002年度以降在學生より適用する。

附 則（2003年3月26日経営学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日産業社会学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置ならびに精神保健福祉士課程の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は、2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日国際関係学部カリキュラム改革およびインターンシップ科目ならびにAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

3 カリキュラム改革の適用は、2002年度以前の入学生にもその一部を適用し、その適用範囲については別途定める。

附 則（2003年3月26日政策科学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生からとする。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日理工学部APU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行し、2002年度以降の在學生より適用する。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日副専攻「朝鮮語コミュニケーションコース」および経済学部・経営学部に副専攻「スペイン語コミュニケーションコース」を開設することに伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日より施行し、2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2003年3月28日立命館宇治中学校設置および産業社会学部に精神保健福祉士課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日理事会議案第73号および2003年5月17日文部科学省届出による立命館大学情報理工学部設置にともなう学則の一部改正）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日理事会議案第8号および2003年5月26日文部科学省届出による学部間の定員振替および昼間主コース、夜間主コース、編入学定員の統合に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月23日外国語科目としてのロシア語および選択外国語初修外国語科目の廃止に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。
- 2 ただし、適用は2003年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2002年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は別に定める。
- 4 1～3にかかわらず、専門ドイツ語Ⅰ～Ⅶの変更については、2002年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日専門アラビア語Ⅰ～Ⅳ単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日から施行し、2003年度4月1日から適用する。

附 則（2003年6月27日理事会議案第25号および2003年7月24日文部科学大臣届出による立命館大学理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の設置、理工学部土木工学科の学科名称変更および文部科学省認可による収容定員増等に伴う学則変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年7月25日文学部人文学科、理工学部電子情報デザイン学科、マイク

ロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科、情報理工学部設置に係る教職課程認定申請および昼間主コース定員、夜間主コース定員の統合化および理工学部土木工学科の学科名称変更に係る教職課程の変更届出ならびに理工学部情報学科の募集停止に伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

法学部 法学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経済学部 経済学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経営学部 経営学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民、商業

経営学部 経営学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 産業社会学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 哲学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 文学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 国語、英語

高等学校教諭一種免許状 国語、英語

文学部 文学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 国語

文学部 史学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 地理学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

理工学部 情報学科

中学校教諭一種免許状 数学

高等学校教諭一種免許状 数学、工業

理工学部 土木工学科

高等学校教諭一種免許状 工業

附 則（2004年3月12日情報理工学部教職課程設置にともなう教科に関する科目別表ならびに教職科目カリキュラム改革に伴う教職に関する科目別表の一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。なお、2003年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目およびキャリア形成科目の設置、カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目の設置およびカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップの履修上の取り扱いの変更、教職課程認

定のための科目の変更などに伴う変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則 (2004年3月12日人文学科設置によるカリキュラムの変更に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則 (2004年3月12日カリキュラム改正およびMOT入門科目および自由選択科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日ファイナンスインスティテュートの名称変更、カリキュラム改革および全学インターンシップ科目の設置にともなう一部変更)

この学則は2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部、経営学部、理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日BKC外国語副専攻改革、文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革に伴う変更)

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用については経済学部・経営学部・理工学部の履修要項に定める。

附 則 (2004年3月25日教養教育カリキュラム改革に伴う変更)

この学則別表は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則 (2004年3月26日産業社会学部精神保健福祉士課程の設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則 (2004年3月26日教養教育カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則 (2004年3月26日初修外国語学力回復科目の設置、総合人間学プログラムの廃止および放送大学との単位互換協定締結に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日法学部昼間主コースおよび夜間主コースの統合にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日理工学部卒業に必要な単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については理工学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日情報理工学部教職課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年4月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月23日より施行し、2004年4月1日より適用する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日英語コミュニケーションコースの廃止および「教職に関する科目」のカリキュラム改革、文学部人文学科、理工学部新設3学科および情報理工学部設置に係る教職課程認定申請に伴う一部変更）

この学則は2005年4月1日から施行する。ただし、教育学コースの変更は2004年4月1日から適用する。

附 則（2005年3月11日）

- 1 この学則は2005年4月1日から施行する。
- 2 適用は2005年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2004年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日インターンシップ科目およびボランティアコーディネータープログラムの設置、カリキュラム改革進行にともなう新規科目開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラムの一部変更に伴う設置科目の追加に係わる変更）

この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目の設置科目の追加に係わる改正）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日2005年度産業社会学部カリキュラム改革による設置科目の改編、国際社会コースならびに国際福祉コースの設置および学部英語副専攻の開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日文学部心理学科のカリキュラムの改革、公務員進路プログラム・ボランティアコーディネーター養成プログラム開設等に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月25日経済学部国際経済学科設置、経営学部国際経営学科設置、および文学部学科改編に伴う一部変更）

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

（文学部心理学科の存続に関する経過措置について）

2 文学部心理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年3月25日国際経済学科設置、および経済学科カリキュラム改革に係わる変更）

本規程は2006年4月1日から施行し、2006年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月25日国際経営学科設置、および経営学科カリキュラム改革に伴う改正）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学部学科改編に伴う変更）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年5月27日インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は2005年5月27日から施行し、2005年度入学者より適用する。

附 則（2005年7月15日理工学部数理科学科から経済学部経済学科への定員の振替えに伴う学則の一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日経済学部国際経済学科ならびに経営学部国際経営学科の設置に係る教職課程認定申請、文学部心理学科の学生募集停止と人文学科への定員振替に係る教職課程認定変更の届出に伴う、学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

文学部 心理学科

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

附 則（2005年11月25日産学協同アントレプレナー教育プログラムの新設に伴う一部変更）

この学則は、2005年11月25日から施行し、2005年4月1日から適用する。ただし、産学協同アントレプレナー教育プログラム科目は、2004年度入学生から適用する。

附 則（2006年1月27日学費納付規程および同施行細則に記載されている学費額を立命館大学学則へ記載変更する。また、立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日）

- 1 この学則は2006年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2005年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日インターンシップ科目追加、カリキュラム改革進行、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日2006年度経済学科カリキュラム改革による設置科目の整理、2006年度国際経済学科開設による設置科目の整理、コーオペ演習の設置に伴うに係わる一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日経営学部海外留学科目新設に伴う一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日日本語教育プログラムの設置、公務員進路プログラムの設置、コーオペ演習の設置、ボランティア教育関連科目の新規開設および社会調査士課程のカリキュラム変更による設置科目の改編に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日文学部カリキュラム改革および教職課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日政策科学部2006年度カリキュラム改革、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月24日早期卒業制度導入、立命館守山高等学校および立命館小学校の設置、「立命館アジア太平洋大学と立命館大学理工学部・情報理工学部連携プログラムの推進に関する諸施策について」（2006年1月25日常任理事会）による入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日大学協議員の構成変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年5月12日 教職課程科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年5月12日から施行し、2006年4月1日から適用する。ただし、2005年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2006年7月21日 現代社会学科の設置と産業社会学部産業社会学科および人間福祉学科の学生募集停止に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年7月21日産業社会学部現代社会学科および映像学部設置に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあっては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

産業社会学部 産業社会学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 人間福祉学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民、福祉

養護学校一種免許状

附 則（2006年7月28日海外研修プログラムの単位認定に伴う一部変更）

この学則は、2006年7月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年11月24日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに立命館大学の2007年度学費額変更にとりなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年1月26日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに大学設置基準（平成13年文部科学省告示第51号「多様なメディアを高度に利用して当該授業を教室以外の場所で行うことができる」）の一部改正にとりなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条第7項および第20条2第7

項については2005年4月1日から遡及適用する。

附 則（2007年3月23日 条項の整理、産業社会学部の教育職員免許法改正にともなう一部変更、映像学部映像学科の教職課程および学芸員課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条の4、第51条の2および第51条の3の2006年度以前入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。また教職に関わる科目別表の2006年度以前入学生の適用範囲は、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年1月25日 理工学部数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年1月25日から施行する。

附 則（2007年3月23日生命科学部設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2008年3月31日現在に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2007年5月25日生命科学部新設に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

理工学部 応用化学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

理工学部 化学生物工学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

情報理工学部 生命情報学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、情報

附 則（2007年5月25日薬学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年5月25日総合理工学院の設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年6月8日薬学部設置申請に向けた文部科学省等への相談結果に基づく別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年9月28日科目名および科目内容の整合性を高めるための一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日複数大学との学部共同学位プログラム協定締結および立命館大学の2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年2月22日 2008年度教養教育改革にともなう科目新設および科目名の変更による立命館大学学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、「教養ゼミナール」は2007年度以前入学生にも適用する。

附 則（2008年3月13日 2008年度からの法学部改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 経営学部開講科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2006年度以降入学生にも適用することとする。

附 則（2008年3月13日文学部副専攻の新規コース開設および科目名称変更にともなう別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 理工学部カリキュラム改定およびイングリッシュ・ディプロマ・コースの新設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲については、理工学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度の入学生にも遡及して適

用する。

附 則（2008年3月13日政策科学部科目の新規開設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 学則への教育研究目標の明示にともなう別表条項の整理、生命科学部随意科目の開講および科目名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 薬学部随意科目の開講に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 国際インスティテュートカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 平成19年度現代GP「琵琶湖で学ぶMOTTAINAI共生学」の科目設置ならびにカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学者の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 生命科学部の設置届出に係る教職課程認定申請にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年3月13日 異文化理解セミナープログラム見直しに伴う一部変更）

この学則は2008年4月1日から施行し、2007年度以前入学生より適用する。

附 則（2008年3月28日 教育研究上の目的を明示することに伴う一部変更ならびに教育関連機構設置および総合理工学院設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 理工学部情報学科に係る本則および附則の整理ならびに数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部情報学科については、2004年3月31日を持って、学生募集を停止する。

3 理工学部情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2004年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2008年3月28日 理工学部数学物理学科の廃止にともなう学費別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編および産業社会学部「初修外国語高度化科目」の開講に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編に伴う第53条別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラムおよびボランティアセンター関連科目群開設ならびに第73条の2の2別表と学芸員に関わる科目別表との重複整理等に伴う第19条の2別表および第73条の2の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、2007年度入学生にも適用する。

附 則（2008年5月9日 公務員プログラム科目の改編ならびに学則別表に記載もれのあった科目を記載することに伴う第66条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年5月9日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、「企業研究」については2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2008年3月28日 法学部、国際関係学部および文学部における教学改革による収容定員変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2008年11月28日立命館大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日単位の取扱の整理および編入学、転入学、学士入学等の整理にともなう一部変更）

1 この学則は、2009年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和27年2月2日に定めた立命館大学転学・編入学に関する規程（規程第96号）は廃止する。

附 則（2009年3月27日国際教育推進機構設置および多様なメディアを高度に利用

した科目の別表明示にともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日環境論コース廃止、外国語コミュニケーションコース再編にともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度入学生にも遡及して適用する。

附 則 (2009年3月12日法学部における2006年度からの政策科学部カリキュラム改革および公務行政特修課程専門化プログラム対象科目の変更にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、政策科学部カリキュラム改革にとともなう一部変更は2006年度入学生から遡及適用し、法学部カリキュラム改革にとともなう一部変更は2008年度入学生から遡及適用する。

附 則 (2009年3月12日産業社会学部における社会福祉士課程関連科目群の再編および精神保健福祉士課程科目群の再編に伴う第49条の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日国際関係学部カリキュラム改革にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生にも遡及して適用する。

附 則 (2009年3月12日文学部人文学科人文総合科学インスティテュート京都学プログラムおよび言語コミュニケーションプログラムの設置、文学部副専攻「アジア太平洋コース」の募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート学際プログラムのカリキュラム変更、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート総合プログラムの募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート国際プログラムのカリキュラム変更にとともなう別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日政策科学部におけるPS・APUプログラム廃止にとともなう一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月12日映像学部における初年度より変更すべき科目等の是正ならびに教学内容の現代化による英語購読科目の新設にとともなう第73条の2の2別表の一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、科目等の是正については2008年度

以前の入学生にも適用する。

附 則（2009年3月12日文学部に「京都学プログラム」と「言語コミュニケーションプログラム」を開設することに伴う教職に関わる科目別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2009年3月27日 スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年4月24日 文学部、理工学部および国際関係学部における3年次編入学定員の設定に伴う学則の一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年5月15日教養科目（B群）「スポーツ方法実習」の設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度入学者より適用する。

附 則（2009年5月15日スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年6月12日 異文化理解セミナーの認定単位数変更による産業社会学部英語副専攻カリキュラムへの「異文化理解セミナー」（2単位）の科目追加に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2009年6月12日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2010年1月22日校務の権限の明確化および教務諸規程と学則の整理に伴う一部変更）

- 1 この学則は2010年4月1日から施行する。ただし、第46条第5項および第53条第3号は2010年度入学生から適用する。
- 2 本学則第5条の規定にかかわらず、2010年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科		790		3,330
経済学部	経済学科	535		2,290
	国際経済学科	200		800
	計	735		3,090

経営学部	経営学科		610		2,590
	国際経営学科		150		600
	計		760		3,190
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会 専攻 スポーツ社会 専攻 人間福祉専攻	840		3,360
		子ども社会専 攻	60		240
		計	900		3,600
文学部人文学科			1,102	6	4,363
理工学部	応用化学科		0		95
	電気電子工学科		94	2	386
	機械工学科		99	2	401
	都市システム工学科		84	2	341
	化学生物工学科		0		80
	環境システム工学科		69	2	281
	電子光情報工学科		79	2	321
	ロボティクス学科		79	2	321
	数理科学科		90		360
	物理科学科		80		320
	電子情報デザイン学科		74	2	321
	マイクロ機械システム工学科		74	2	306
	建築都市デザイン学科		70		280
	計		892	16	3,813
国際関係学部国際関係学科			302	6	1,163
政策科学部政策科学科			360		1,440
情報理工学部	情報システム学科		110		455

	情報コミュニケーション学科	110		455
	メディア情報学科	110		455
	知能情報学科	110		455
	生命情報学科	0		60
	計	440		1,880
映像学部映像学科		150		600
薬学部薬学科		100		300
生命科学部	応用化学科	80		240
	生物工学科	80		240
	生命情報学科	60		180
	生命医科学科	60		180
	計	280		840
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		220
合計		7,031	28	27,829

附 則（2010年3月26日 学費減免、学費および諸費の返還ならびに科目等履修料等の整理に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年9月24日 別表1―3への条項追加に伴う一部改正）

この学則は、2010年9月26日から施行する。

附 則（2011年1月28日 転籍の単位認定に関する準用条項の追加に伴う一部変更）

1 この学則は、2011年4月1日から施行する。

2 本学則第5条の規定にかかわらず、2011年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
法学部法学科		790		3,245
経済学部	経済学科	535		2,240
	国際経済学科	200		800
	計	735		3,040
経営学部	経営学科	610		2,540

	国際経営学科	150		600
	計	760		3,140
産業社会学部	現代社会学科	840		3,360
	現代社会専攻			
	メディア社会専攻			
	スポーツ社会専攻			
	人間福祉専攻			
	子ども社会専攻	60		240
	計	900		3,600
文学部人文学科		1,102	6	4,396
理工学部	電気電子工学科	94	2	382
	機械工学科	99	2	402
	都市システム工学科	84	2	342
	環境システム工学科	69	2	282
	電子光情報工学科	79	2	322
	ロボティクス学科	79	2	322
	数理科学科	90		360
	物理科学科	80		320
	電子情報デザイン学科	74	2	302
	マイクロ機械システム工学科	74	2	302
	建築都市デザイン学科	70		280
	計	892	16	3,616
国際関係学部	国際関係学科	302	6	1,196
政策科学部	政策科学科	360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110		440
	情報コミュニケーション学科	110		440
	メディア情報学科	110		440
	知能情報学科	110		440
	計	440		1,760
映像学部	映像学科	150		600
薬学部	薬学科	100		400

生命科学部	応用化学科	80		320
	生物工学科	80		320
	生命情報学科	60		240
	生命医科学科	60		240
	計	280		1,120
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		440
合計		7,031	28	27,993

附 則（2011年3月25日 文学部の入学定員等の変更、理工学部電子情報デザイン学科の電子情報工学科への名称変更および理工学部の学科再編による定員変更等に伴う一部変更）

- この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 理工学部電子光情報工学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2012年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項にかかわらず、理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年4月1日以後においても、当該学科に在学する者の属する年次には、転入学、編入学、転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
- 本学則第5条の規定にかかわらず、2012年度から2014年度の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		年度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科		2012年度	790		3,160
		2013年度			
		2014年度			
経済学部	経済学科	2012年度	535		2,190
		2013年度			2,140
		2014年度			
	国際経済学科	2012年度	200		800

			2013年度			
			2014年度			
	計	2012年度	735		2,990	
		2013年度			2,940	
		2014年度				
経営学部	経営学科		2012年度	610		2,490
			2013年度			2,440
			2014年度			
	国際経営学科		2012年度	150		600
			2013年度			
			2014年度			
	計	2012年度	760		3,090	
		2013年度			3,040	
		2014年度				
	産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	2012年度	840	
メディア社会専攻			2013年度			
スポーツ社会専攻			2014年度			
人間福祉専攻				60		240
子ども社会専攻			2012年度			
			2013年度			
			2014年度			
計		2012年度	900		3,600	
		2013年度				
		2014年度				
文学部人文学科			2012年度	1,105	0	4,420
			2013年度			4,414
			2014年度			4,417
理工学部	電気電子工学科		2012年度	142	2	429
			2013年度			476
			2014年度		12	534

機械工学科	2012年度	160	2	462
	2013年度			522
	2014年度		10	591
都市システム工学科	2012年度	84	2	341
	2013年度			340
	2014年度			
環境システム工学科	2012年度	69	2	281
	2013年度			280
	2014年度			
電子光情報工学科	2012年度	0	2	242
	2013年度			162
	2014年度		0	81
ロボティクス学科	2012年度	83	2	325
	2013年度			328
	2014年度		6	336
数理科学科	2012年度	90		360
	2013年度			
	2014年度			
物理科学科	2012年度	80		320
	2013年度			
	2014年度			
電子情報デザイン学科	2012年度	0	2	227
	2013年度			152
	2014年度		0	76
電子情報工学科	2012年度	94	0	94
	2013年度		0	188
	2014年度		8	290
マイクロ機械システム工学科	2012年度	0	2	227
	2013年度			152

		2014年度		0	76
	建築都市デザイン学科	2012年度	70	16	296
		2013年度			312
		2014年度			
	計	2012年度	872	32	3,604
		2013年度			3,592
		2014年度		56	3,596
国際関係学部国際関係学科		2012年度	302	6	1,223
		2013年度			1,220
		2014年度			
政策科学部政策科学科		2012年度	360		1,440
		2013年度			
		2014年度			
情報理工学部	情報システム学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	情報コミュニケーション学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	メディア情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	知能情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	計	2012年度	440		1,760
		2013年度			
		2014年度			
映像学部映像学科		2012年度	150		600
		2013年度			

		2014年度			
薬学部薬学科		2012年度	100		500
		2013年度			600
		2014年度			
		2014年度			
生命科学部	応用化学科	2012年度	80		320
		2013年度			
		2014年度			
		2014年度			
	生物工学科	2012年度	80		320
		2013年度			
		2014年度			
		2014年度			
	生命情報学科	2012年度	60		240
		2013年度			
		2014年度			
		2014年度			
	生命医科学科	2012年度	60		240
		2013年度			
		2014年度			
		2014年度			
	計	2012年度	280		1,120
		2013年度			
		2014年度			
		2014年度			
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		2012年度	220		660
		2013年度			880
		2014年度			
		2014年度			
合計		2012年度	7,014	38	28,167
		2013年度			28,366
		2014年度			
		2014年度		62	28,373

附 則（2011年4月22日 学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更）

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年 3 月 23 日 大学院学則の全部変更および総合理工学院の解消等に伴う一部変更）

この学則は、2012年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2012年 3 月 23 日 立命館大学の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016年 3 月 31 日（薬学部は2018年 3 月 31 日）まで、第46条、第50条、第62条、第62条の 3 から第62条の 7、第63条、第65条、第65条の 2、第66条および第68条第 1 項から同第 3 項はなお従前の例によるものとし、第53条第 1 号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。
 - (1) 2012年 3 月 31 日に在籍する者
 - (2) 2012年度に 2 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (3) 2013年度に 3 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (4) 2014年度に 4 年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に 5 年次以上に再入学する者
 - (6) 2016年度に薬学部の 6 年次以上に再入学する者
 - (7) 2017年度に薬学部の 7 年次以上に再入学する者
- 3 前 2 項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015年度（薬学部は2017年度）まで次表のとおりとする。

（単位：円）

学部	学科等	費目	1年次（年間）	2年次（年間）	3年次（年間）	4年次（年間） （注1）
理工 学部	物理科学科、電	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	気電子工学科、	実験実習料	—	—	—	135,000
	電子光情報工	（2007年度以				
	学科、電子情報	前の入学者）				
	デザイン学科、	実験実習料	105,000	105,000	105,000	105,000
	機械工学科、ロ	（2008年度以				
	ボティクス学	降の入学者）				
	科、マイクロ機	教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000

	械システム工 学科、都市シス テム工学科、環 境システム工 学科および建 築都市デザイ ン学科					
	数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以 前の入学者)	—	—	—	65,000
		実験実習料 (2008年度以 降の入学者)	50,000	50,000	50,000	50,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
情報 理工 学部	情報システム 学科、情報コミ ュニケーショ ン学科、メディ ア情報学科、知 能情報学科、生 命情報学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以 前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008年度以 降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
生命 科学 部	応用化学科、生 物工学科、生命 情報学科、生命 医科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料	135,000	135,000	135,000	135,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
スポ ーツ 健康 科学	スポーツ健康 科学科	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
		教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000

部						
---	--	--	--	--	--	--

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次
薬学部	薬学科	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
		実験実習料	242,000	242,000	242,000	242,000
		教育充実費	242,000	452,000	452,000	452,000
		区分	5年次	6年次 (注1)		
		授業料	1,574,000	1,574,000		
		実験実習料	242,000	242,000		
		教育充実費	452,000	452,000		

注1 5年次（薬学部は7年次）以降は、4年次（薬学部は6年次）の金額と同額とする。

4 第1項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015年度（薬学部は2017年度）までは、当該年次の授業料を年額の2分の1とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者（薬学部は7年次生以上の者）
- (2) 情報理工学部において原級に留置されたことがある4年次生以上の者
- (3) 薬学部において原級に留置されたことがある6年次生以上の者

区分		要件
4月入学者	当該年次の前期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（前期学期に卒業した場合は除く）。
	当該年次の前期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または後期学期に	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

	再入学する場合	
9月 入学 者	当該年次の後期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（後期学期に卒業した場合を除く）。
	当該年次の後期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または前期学期に再入学する場合	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

附 則（2012年 7 月 27 日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年 7 月 27 日から施行し、2012年 5 月 1 日から適用する。

附 則（2012年 3 月 23 日 国際関係学部の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の学則第 5 条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	2013年度	2014年度	2015年度
国際関係学部	国際関係学科	1,217	1,214	1,217

附 則（2013年 1 月 25 日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年 3 月 31 日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2013年 1 月 25 日 2012年 3 月 23 日変更に伴う経過措置の一部変更）

2012年 3 月 23 日変更の附則第 2 項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。

附 則（2013年 3 月 22 日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更）

この学則は、2013年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2013年 5 月 24 日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の 2 別表の一

部変更)

この学則は、2013年5月24日から施行する。

附 則 (2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則 (2014年3月28日 2012年3月23日の2012年度学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2012年3月23日学費変更に伴う附則第4項第1号から第3号を次のとおりとする。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者
- (2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者
- (3) 薬学部薬学科において、在学期間が修業年限を超えた7年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

附 則 (2014年5月23日 入学検定料の区分変更に伴う納付金等別表1の一部変更)

この学則は、2014年5月23日から施行し、2015年度入学を志願する者から適用する。

附 則 (2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月23日 総合心理学部設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、文学部人文学科および総合心理学部総合心理学科の2016年度から2018年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
文学部	人文学科	4,220	4,020	3,820
総合心理学部	総合心理学科	280	560	840
収容定員の合計		28,580	28,720	28,860

附 則（2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月22日 情報理工学部の3年次編入学定員の設定に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2016年度から2018年度の情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
情報理工学部	情報システム学科	450	460	460
	情報コミュニケーション学科	450	460	460
	メディア情報学科	450	460	460
	知能情報学科	450	460	460
	計	1,800	1,840	1,840
収容定員の合計		28,620	28,800	28,940

附 則（2016年1月22日 入学検定料の免除対象の追加および授業料等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2016年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

3 第1項にかかわらず、変更後の第64条納付金等別表5—1は、2015年度以前に開始した教育職員免許状取得のためのプログラムの科目等履修生は、なお従前の例による。

4 第1項にかかわらず、変更後の第22条は、2015年度の入学を出願する者から適用する。

附 則（2016年1月22日 立命館大学の収容定員の変更、経済学部国際経済学科の募集停止および情報理工学部の学科再編に伴う一部変更）

1 この学則は、2017年4月1日から施行する。

2 経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日をもって学生募集を停止する。

3 変更後の第4条にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。

4 第2項にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。

5 変更後の第5条にかかわらず、2017年度から2019年度の経済学部、経営学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部の収容定員ならびに全学部の収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298

	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	328	336	342
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	321	330	351
	計	3,677	3,754	3,841
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	515	1,030	1,505
	情報システム学科	340	220	110
	情報コミュニケーション学科	340	220	110
	メディア情報学科	340	220	110
	知能情報学科	340	220	110
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,262	29,864	30,416

附 則（2017年1月27日 立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および経済学部経済学科の授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3・1・1および納付金等別表3・2は、2017年4月1日以降の入学者から適用し、2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年1月27日 食科学部および国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の設置、理工学部学科再編ならびに法学部、産業社会学部等の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの法学部、産業社会学部、理工学部環境都市工学科、都市システム工学科、環境システム工学科、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科および食科学部の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科		2018年度	2019年度	2020年度
法学部	法学科		3,125	3,090	3,055
産業社会学部	現代社会 学科	現代社会専攻	3,280	3,200	3,120
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
		人間福祉専攻			
		子ども社会専攻	230	220	210
		計	3,510	3,420	3,330
理工学部	環境都市工学科		166	332	502
	都市システム工学科		263	179	93
	環境システム工学科		217	148	77
国際関係学部	アメリカン大学・立命館大 学国際連携学科		25	50	75
食科学部	食科学科		320	640	960
収容定員の合計			30,104	30,866	31,548

- 6 第1項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3—1—1は、2018年4月1日以降の入学者から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年4月28日 新学部 of 学部および学科 of 名称 of 変更に伴う一部変更）

- この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの食マネジメント学部 of 収容定員は、次表 of とおりとする。

学部	学科	2018年度	2019年度	2020年度
食マネジメント学部	食マネジメント学科	320	640	960

附 則（2017年5月26日 副学長の任期 of 追加に伴う一部変更）

この学則は、2017年5月26日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学等において修得した単位を認定する場合 of 表記等 of 変更および2016年1月22日附則第5項 of 変更に伴う一部変更）

- この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 前項にかかわらず、変更後の第35条の2第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 2017年4月1日施行 of この学則 of 附則第5項 of 表を次のとおりに変更する。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298

	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	326	332	340
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	333	354	363
	計	3,687	3,774	3,851
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	475	950	1,465
	情報システム学科	350	240	120
	情報コミュニケーション学科	350	240	120
	メディア情報学科	350	240	120
	知能情報学科	350	240	120
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,272	29,884	30,426

4 第1項にかかわらず、前項の変更は2017年4月1日から適用する。

附 則（2018年1月26日 グローバル教養学部の設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までのグローバル教養学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
----	----	--------	--------	--------

グローバル教養学部	グローバル教養学科	100	200	300
収容定員の合計		30,966	31,748	32,068

附 則（2018年3月23日 附属施設および機関の追加ならびに国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生に係る転籍の追加に伴う一部変更）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2018年5月25日 グローバル教養学部の設置に伴う法学部法学科、経済学部経済学科ならびに経営学部経営学科および経営学部国際経営学科の入学定員ならびに収容定員の変更に伴う一部変更）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までの法学部、経済学部および経営学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
法学部	法学科	3,055	2,985	2,915
経済学部	経済学科	3,085	3,110	3,075
経営学部	経営学科	2,610	2,650	2,625
	国際経営学科	595	590	585
	計	3,205	3,240	3,210
収容定員の合計		30,866	31,548	31,768

附 則（2018年11月30日 専門職大学、専門職短期大学の制度化および編入学、転入学等の単位認定に関する追記等に伴う一部変更）

この学則は2019年4月1日より施行する。

附 則（2019年1月25日 文学部の定員変更に伴う一部変更）

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2020年度から2022年度までの文学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2020年度	2021年度	2022年度
文学部	人文学科	3,975	4,030	4,085
収容定員の合計		31,603	31,878	31,933

附 則（2020年1月24日 授業料等の納付金の変更等に伴う一部変更）

この学則は2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月26日 入試方式の名称変更に伴う一部変更）

この学則は2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年1月28日 授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2023年1月27日 映像学部の入学生定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2024年度から2026年度までの映像学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2024年度	2025年度	2026年度
映像学部	映像学科	720	800	880
収容定員の合計		32,068	32,148	32,228

附 則（2024年1月26日 大学設置基準の改正および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4 納付金別表3・1・1および3・1・2は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2025年1月24日 大学協議会の構成、単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更）

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第34条第1項および第35条は、2014年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

納付金等別表1（入学検定料）

（第62条の2 関連）

(単位：円)

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験		45,000
共通テスト方式		18,000
二段階選考を行う特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
AO英語基準入学試験		5,000
推薦英語基準入学試験		

納付金等別表 2 (入学金)

(第62条の3 関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3－1－1 (授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次 (注1)
法学部	法学科	春学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
		秋学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
経済学部	経済学科	春学期授業料	561,800	561,800	561,800	561,800
		秋学期授業料	561,800	561,800	561,800	561,800
経営学部	経営学科	春学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500
		秋学期授業料	543,500	543,500	543,500	543,500

学部	国際経営学科	春学期授業料	610,700	610,700	610,700	610,700
		秋学期授業料	610,700	610,700	610,700	610,700
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	春学期授業料	637,100	637,100	637,100	637,100
		秋学期授業料	637,100	637,100	637,100	637,100
	現代社会学科子ども社会専攻	春学期授業料	673,500	673,500	673,500	673,500
		秋学期授業料	673,500	673,500	673,500	673,500
	人文学科地域研究学域	春学期授業料	633,300	633,300	633,300	633,300
		秋学期授業料	633,300	633,300	633,300	633,300
文学部	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	春学期授業料	621,800	633,300	633,300	633,300
		秋学期授業料	621,800	633,300	633,300	633,300
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東アジア研究学域、国際文化学域、国際コミュニケーション学域、言語コミュニケーション学域	春学期授業料	621,800	621,800	621,800	621,800
		秋学期授業料	621,800	621,800	621,800	621,800
理工学部	数理科学科	春学期授業料	830,400	830,400	830,400	830,400
		秋学期授業料	830,400	830,400	830,400	830,400
	物理科学科、電気電子工学科、電子	春学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
		秋学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700

	情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、環境都市工学科、建築都市デザイン学科					
国際関係学部	国際関係学科	春学期授業料	699,400	699,400	699,400	699,400
		秋学期授業料	699,400	699,400	699,400	699,400
政策科学部	政策科学科	春学期授業料	647,100	647,100	647,100	647,100
		秋学期授業料	647,100	647,100	647,100	647,100
情報理工学部	情報理工学科	春学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
		秋学期授業料	860,700	860,700	860,700	860,700
映像学部	映像学科	春学期授業料	1,015,400	1,015,400	1,015,400	1,015,400
		秋学期授業料	1,015,400	1,015,400	1,015,400	1,015,400
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報科学科、生命医科学科	春学期授業料	877,200	877,200	877,200	877,200
		秋学期授業料	877,200	877,200	877,200	877,200

ス ポ ー ツ 健 康 科 学 部	スポーツ健康科学 科	春学期授業料	688,500	688,500	688,500	688,500
		秋学期授業料	688,500	688,500	688,500	688,500
薬 学 部	創薬科学科	春学期授業料	988,300	988,300	988,300	988,300
		秋学期授業料	988,300	988,300	988,300	988,300
総 合 心 理 学 部	総合心理学科	春学期授業料	666,900	666,900	666,900	666,900
		秋学期授業料	666,900	666,900	666,900	666,900
食 マ ネ ジ メ ン ト 学 部	食マネジメント学 科	春学期授業料	672,100	672,100	672,100	672,100
		秋学期授業料	672,100	672,100	672,100	672,100
グ ロ ー バ	グローバル教養学 科	春学期授業料	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
		秋学期授業料	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000

ル 教 養 学 部						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3—1—2（6年制の授業料）

（第62条の4 関連）

（単位：円）

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次 (注1)
薬学部	薬学科	春学期授業料	998,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400
		秋学期授業料	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表4—1（在籍料）

（第62条の6 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	5,000（学期につき）

納付金等別表4—2（特別在学科料）

（第62条の7 関連）

（単位：円）

学部および学科等	金額
全学部	5,000（学期につき）

納付金等別表5—1（科目等履修料）

（第64条 関連）

（単位：円）

区分	金額
----	----

法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	23,200（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	34,000（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	23,200（1単位につき）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）（理工学部）	プログラム初年度～2年度 289,200（年額） プログラム3年度 287,700（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（理科）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）（生命科学部）	プログラム初年度～2年度 300,900（年額） プログラム3年度 298,200（年額）
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状（保健体育）取得のためのプログラムとして指定した授業科目（履修科目一括）	プログラム初年度～2年度 216,600（年額） プログラム3年度 215,100（年額）
Study in Kansai Program	402,900（学期につき）

納付金等別表 5－2（聴講料）

（第64条の2 関連）

（単位：円）

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	13,700（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	20,300（1単位につき）
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	13,700（1単位につき）

納付金等別表 5－3（特別履修料）

（第64条の4 関連）

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	402,900 (学期につき)